

神戸市私立幼稚園う歯予防（フッ化物洗口）事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市私立幼稚園う歯予防（フッ化物洗口）事業（以下「事業」という。）を行う私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に対し、予算の定めるところにより、園児のう歯予防及び健康増進を図るために交付する補助金について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金対象事業）

第2条 本要綱により補助する事業は、幼稚園に在園する4歳児及び5歳児のうち保護者が希望する者に対して、本市が定める方法に従い、幼稚園が無償で実施する事業とする。

（補助金の対象者及び対象経費）

第3条 補助金の対象となる者は、前条の事業を実施する幼稚園設置者（以下「設置者」という。）とする。

2 補助金の対象となる経費は、事業を実施するため、当該年度の4月1日から3月31日までの間に購入する薬剤にかかる経費とする。なお、補助対象となる薬剤及び補助限度単価は、所管局長が年度ごとに別途定める。

（補助金の使途）

第4条 前条に定める補助金は、第2条に掲げる事業にのみ支出しなければならない。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金規則第5条第1項に基づき第2条に掲げる事業について補助事業終了後、当該年度の3月31日までに、市長に対して補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請を行う設置者は、補助金規則第5条第3項に基づき、事業実施報告書（様式第2号）を添付書類とともに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書及び実施報告書を受理したときは、その申請及び報告内容を審査のうえ、適当と認めた場合は、予算の範囲内で補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の通知を受けた設置者は、補助金交付請求書（様式第4号）を速やかに提出しなければならない。

(適正な管理及び安全配慮義務)

第8条 設置者は薬剤を幼稚園において適正に管理するとともに、園児の安全に配慮してフッ化物洗口事業を行わなければならない。

(処分の制限等)

第9条 設置者は、この要綱により取得した薬剤を第2条に規定する用途以外に使ってはならない。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管局長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。